

装輪車両の不用決定等処理要領について（通達）

昭和 42 年 11 月 24 日
陸幕武第 794 号

改正 昭和 44 年 10 月 1 日陸幕武第 275 号 昭和 50 年 1 月 13 日陸幕武第 11 号
昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号 昭和 56 年 2 月 16 日陸幕武化第 92 号
平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 75）

装輪車両の不用決定等処理要領について（通達）
標記について、昭和 43 年 1 月 1 日以降下記により実施されたい。

記

1 適用範囲

物品管理区分、車両に属する装輪車両に適用する。（ただし、供与車両については、第 3 項は適用しない。）

2 不用決定手続

- （1） 野整備部隊長は、技術検査等の際、累計走行km、使用年数、整備履歴及び車両の状態等を勘案して、当該年度に不用決定の対象となると思われる車両を指定し、その旨分任物品管理官（以下「管理官」という。）に通知する。
- （2） 管理官は、前号の車両について、第 3 段階整備以上の整備を要する故障が発生した場合は、作業要求命令書（甲）（履歴簿を添付）を野整備部隊長に送付し、車両はそのまま保管する。
- （3） 野整備部隊長は、前号の車両について検査を行い、補給処長が定めた検査資料を作成し、作業要求命令書（甲）（履歴簿添付）に添付し、補給処長に送付する。
- （4） 補給処長は、検査資料により装輪車修理適格性調査表及び修理費見積表（「装輪車両の経済的修理費限度基準について」（通達）（例規 75）（陸幕武第 303 号 47. 6. 12 別紙第 2 及び別紙第 3））を作成し、不用決定基準に該当するか、しないかを決定し次の処置を行う。

ア 不用決定基準に該当する車両（以下「廃車予定車両」という。）については、装輪車修理適格性調査表及び修理費見積表を管理官に送付するとともに、写を野整備部隊長に配布する。

イ 廃車予定車両に該当しない車両は、整備のための後送指示を行う。

- (5) 前号アの資料を送付された管理官は、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第 71—5 号）第 68 条に定めるところにより不用決定の承認について申請する。

3 処分要領

- (1) 陸上幕僚長は、不用決定申請書を審査し、その結果を順序を経て、申請者及び補給統制本部長に通知する。
- (2) 管理官は、不用決定の承認を受けた車両については、速やかに不用決定を行うとともに自動車番号標及び検査証の返納等を実施し、処分する。
その他の車両については、示された指示により処理する。